

神奈川県最低賃金改定等についての意見書

我が国の経済は、史上最長といわれた「いざなぎ景気」を超え、2004年以降は、企業業績が史上最高益を更新する企業が続出している。しかしながら、多くの労働者にはその実感はなく、企業収益が株主配当や役員報酬等に偏って分配され、賃金として働く者の家計に還元されていないのが現状である。

今日ほど、雇用・就業形態の多様化により、賃金の格差が拡大傾向となり賃金のセーフティネットの充実が求められている時はないと考える。国においても最低賃金の引き上げについて「成長力底上げ戦略推進円卓会議」の場で政・労・使による論議がなされているが、国際潮流や個人消費拡大の観点からも、しっかりとした最低賃金の改定が図られなければならない。

このような状況の中、最低賃金制度は賃金格差を是正するために必要不可欠な社会的セーフティネットの一つであり、労働者を支援する労働行政の重要施策である。

よって貴職におかれては2008年度の神奈川県最低賃金の諮問・改定に関して、次の事項について、特段の配慮をされるよう強く要望する。

- 1 神奈川県最低賃金の諮問・改定を早期に行い、「同一価値労働同一賃金」の観点にたち、一般労働者の賃金水準への接近を基本にその改定を図ること。
また、産業別最低賃金の改定については、基幹産業労働者の賃金水準への接近を基本に、その改定を図ること。
- 2 最低賃金の改定にあたっては、地方最低賃金審議会の自主性を尊重するとともに、神奈川県内で最低賃金以下の労働者をなくすために、その趣旨及び内容の周知徹底を図ること。
- 3 総枠としての最低賃金論議については、格差の現実、労働力人口の減少も踏まえて適切な対応を早期に示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月26日

平塚市議会